

はじめに

京都市では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成11年4月1日施行）に基づき、「京都市感染症発生動向調査事業実施要綱」を策定し、京都市感染症発生動向調査事業指定届出機関の協力の下、京都市保健所と京都市感染症情報センターが中核になって感染症情報を収集・公表しています。

平成30年の発生動向調査事業では、1月に「百日咳」が五類感染症の定点把握の対象から五類感染症の全数把握対象に変更されました。これにより、成人を含む患者の発生動向や症例の詳細把握が可能となりました。また、5月にはポリオ（急性灰白髄炎）対策の観点から「急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）」が五類全数把握対象疾患に追加されました。

感染症発生状況をみると、全国的に風しん患者が多く報告され、京都市でも14例（例年0～1例）の報告がありました。風しんに対する免疫が不十分な女性が妊娠初期に感染すると、胎児も感染し、出生児は先天性風しん症候群を発症することがあります。この流行の原因として、定期接種制度の変更に伴う30代～50代男性の風しんワクチン未接種があげられました。このため、これらの男性を対象とした、風しん第5期定期予防接種を開始しました。

海外における感染症発生状況は、直近では令和2年1月に中華人民共和国武漢市において、新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生がありました。その後、世界各国で患者報告がされ、他国で発生した新感染症は瞬時に世界中に広まることが示唆されました。本年は「東京オリンピック・パラリンピック」、令和3年には関西全域で国際総合競技大会である「関西ワールドマスタース」、令和7年には「大阪万博」の開催が予定されており、訪日客の増加とともに、日本国内では発生していない感染症が海外から持ち込まれる可能性が高くなります。今後、感染症に関する危機管理体制を強化する必要性は増す一方です。

今般、「平成30年京都市感染症発生動向調査事業実施報告書」を作成しました。本報告書を感染症予防及び公衆衛生対策の資料として御活用いただければ幸甚に存じます。

本報告書の作成にあたり御協力いただきました京都府医師会、京都市感染症発生動向調査事業指定届出機関及び京都市感染症発生動向調査委員会の諸先生方に厚くお礼申し上げますとともに、今後ともより一層の御指導・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年2月

京都市保健福祉局